

アジア主要国の倒産再生法制比較 — 小企業経営者の視点による分析 —

新潟産業大学大学院経済研究科 安達明久

キーワード ; アジア、倒産再生法制、中小企業

1. 概要 — 背景、目的など

(1) 背景 : 我国の中小企業は、アジア諸国の急速な経済成長に伴い、中国やベトナムなどへ事業展開を進める事例が増加している。しかし、他方で、進出先での取引先倒産による売上債権の不良化、事業の失敗、さらに近時の円安傾向定着による採算の悪化等により、事業清算・撤退、ないしは現地での事業再生再構築を迫られる事例も着実に増加している。今後、中小企業経営者が海外展開を検討するに当たっては、各国の倒産再生法制やその運用実態を正確に理解し、如何に円滑に進出先での各種事業リスクに対処し得るかが、重要な経営課題となっている。そのためには、中小企業経営者に対し、アジア諸国における倒産再生法制等について、実務的で分かり易い形で情報を提供することが、その海外展開を支援する上で重要である。

(2) 目的 : 本研究はかかる観点から、我々の先行研究「解雇法制の国際比較」(科研費助成: 基盤 C)において構築した研究手法等を応用し、下記の2点を明らかにすることを目的としている。

①中国、ベトナム、タイなどアジア主要11ヶ国の最新の倒産再生法制について、中小企業経営者の視点に基づいて、日本と比較した国毎の特徴の抽出を行うことを目的とする。その際、中小企業経営者向けに、明らかになった国毎の特徴を分かり易く示すことを目指す。

②さらに、日本との差異を生ぜしめている背景要因、すなわち、政治体制、ビジネス文化、経済発展段階、宗教などの社会的な背景要因について、学際的・実証的観点から解明を試みる。

(3) アジアにおける倒産再生法制の現状 ; この様な問題意識の下、アジア諸国の倒産法制の状況を俯瞰すると、アジア諸国の倒産法制は、1992年の中国における改革開放政策の開始、1997年のアジア通貨危機が契機となり、2000年代初期にかけて著しい変貌を遂げた。さらに、その後も中国をはじめとする各国の急速な経済成長のなかで、2014年のベトナム新破産法の制定、2016年のインド破産法制定など、新たな改革が次々に継続して行われている状況にある。

①アジア主要国の多様性 : その結果、例えば、「国際倒産」に関する訴訟手続きについては、旧来国毎に様々であったが、近時統一に向けた各国の立法措置が積極的に行われ、倒産属地主義(事業拠点が所在する国の倒産法制を適用)から、倒産普及主義(本社所在国の倒産法制により一律に処理)への転換が進むなど、法規定の面での異同はほぼ解消するに至っている。他方、アジア各国の個々の倒産法制については、世界銀行「ビジネス環境指標」(Doing Business Index 2020版)の「倒産法制;Resolving Insolvency Index」が示す様に、依然として、各国間の差異が大きく、債権回収の実態にも著しい格差が存在する。

②中小企業におけるアジア進出のリスク：この様なアジア諸国における倒産法制の多様性は、アジアに事業展開している我国の中小企業にとって、現地事業を閉鎖清算する際、ないしは事業再生再構築を行うにあたって、大きな「リスク」要因であるといえる。さらに、そればかりではなく、現地においてアジア系大手企業との商取引を行うに際しても、万一当該企業が国際倒産に至った場合、前述の倒産普及主義の下では、倒産企業の本社所在地がどの国であるかによって、その後の倒産手続き全体が大きく異なるという「債権回収リスク」が存在することを意味する。感染症対策やサプライチェーンの安全保障等の観点から、日系企業のアジア域内での拠点分散が重要課題となる中、かかるアジアの多様性に伴う「法制度リスク」を回避する上で、中小企業経営者においても、アジア諸国の倒産再生法制の現状を、日本との比較で俯瞰的に理解しておくことが求められる。

(4)既存研究の動向：かかる観点から、アジア諸国の倒産再生法制に関する既存研究の動向を見ると、**国外の研究**では、上記の世界銀行「ビジネス環境比較」(Doing Business)が世界計 191ヶ国(うちアジア 25ヶ国)について、債権回収率と法制度の強靱性の2つの観点に基づいた定量比較を実施、結果を毎年「倒産法制指標;Resolving Insolvency Index」として公表しており、全体を俯瞰する上で便利であった¹。また、Asian Business Law Institute による重要研究も存在する。

他方、**国内の研究**では、欧米諸国については、竹下守夫ら『破産法比較条文の研究』(2014年信山社)など多くの蓄積を有するものの、アジア諸国については、2000年代初期のアジア太平洋倒産法研究会『アジア太平洋における倒産法制』(2000年 商事法務)、近時の高木新二郎「アジア諸国(中国・韓国等を除く)の迅速事業再生手続」(NBL (1032), 56-60, 2014-09-01,商事法務)などがあるが、多くは、実務弁護士による時々の国毎の羅列的個別的な条項解説が主となっており、蓄積に乏しい。また、一般の中小企業経営者には難解で利用し難い状況にあると言えよう。なお、国際倒産手続きに関する研究としては、小林秀之・村上正子『新版 国際民事訴訟』(2020年弘文堂)などの研究が重要である。これらの研究は、先述したように中小企業者の海外展開におけるリスク分散・リスク回避の観点から不可欠の分野であると言える。他方、倒産再生法制の国毎の相異とその社会経済的要因の視点から分析した国際比較研究は、皆無である。

かかる観点から見た場合、中小企業経営者を対象とする本研究の意義は大であると考えられる。

(5)本研究の実施手順

本研究の遂行にあたっての手順等は下記の通りである。

①対象国：日本の中小企業の進出先等を勘案し、下記の11ヶ国を対象とした。

中国、韓国、台湾、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、フィリピン

②、カンボジア

②研究対象範囲：日本の中小企業が海外進出先からの事業撤退を行う場合を想定し、「倒産再生法制」の国際比較を研究対象とする。なお、倒産再生法制との関係で必要となる範囲で、債権回収法、担保法制についても研究範囲とする。

¹ 周知の様に世界銀行「ビジネス環境比較」(Doing Business)については、その信頼性について疑義が呈され2020年をもって廃刊となっている。本研究においてはそのフレームワークを採用し個別データについては暫定的な利用に留め、海外訪問調査等により妥当性を今後検証確認することとした。

③**研究の手順・方法**：下記の4つの段階を想定。

(第1段階)過去 10~20 年間の倒産再生法制等に関する法整備・改正状況の把握：世界銀行「ビジネス環境指標」の「倒産再生法制;Resolving Insolvency Index」などを基に、アジア 11 ヶ国における過去の倒産再生法制等に関する法整備・法改正の状況を俯瞰整理。

(第2段階)研究対象国 11 ヶ国における倒産再生法制等に関する具体的な内容を、中小企業経営者の立場から、下記 2 つの観点から精査する。具体的には計8項目を設定した。

：「事業清算」に伴う法手続きが、当該国からの撤退を行う中小企業にとって有利か？

：「既存経営者主導による事業再生再構築」の手続きが、当該国に進出した中小企業にとって利用し易く自由度の高いものとなっているか？

(第3段階)日本と比較した各国の倒産再生法制の特徴把握：上記結果を踏まえ、日本との異同・特徴を俯瞰的定量的に洗い出す作業を実施。さらに、その成果を踏まえ、「倒産再生法制比較指数」を策定し、各国毎の倒産再生法制における日本との相違を、中小企業経営者にとっても分かり易く数値で表示する方法を考案する。

(第4段階)背景要因の抽出：国毎の倒産再生法制の特徴に関し、その背景要因となっていると考えられる「ビジネス文化、経済体制、宗教等」の社会経済要因の抽出を行う。

2. 研究成果 — 現時点での整理要約

(1) **これまでの進捗状況と作業内容**：当初の研究計画としては、上記の様に全体を4段階に区分し、2023 年度末までに研究を完了する予定であった。しかしながら、2020 年度からの新型コロナ禍の長期化により海外訪問調査が実施不可能となったこと、および世銀データ不正の発生などにより、2023 年度末の時点では第1・第2段階が概ね終了するに留まった。このため、研究期間を延長するの止むなきに至り、2024 年度末を目途に早期の作業完了を目指している段階にある。

(2) **これまでの研究成果 — これまでの作業内容の分析と現時点での成果**

これなでの作業内容を基に、現時点での暫定的な結論・仮説を整理要約すれば、下記の通り。

- ① **基本的スタンス**：アジア主要国の倒産再生における各国法制の「基本的スタンス」は、次頁表 1の通りである。大きくは「既存経営者主導による事業再生・継続」を基本とする5ヶ国(タイ、台湾、韓国、インド、インドネシア)と「事業清算・売却」を基本とする6ヶ国(中国、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン、カンボジア)とに、大きく2分される。中小企業経営者が、進出国からの早期撤退を志向するか、当該国での事業再生再構築を志向するかを決定するにあたり、当該国における倒産再生法制の基本的スタンスは、重要な判断要素になるものと言える。
- ② **社会的要因**：この様なアジア主要国間における差異は、「政治体制」(旧社会主義国であったか否か)、「法体系」(英米蘭の植民地支配下で英米法体系が導入されたか否か)、および「ビジネス文化」(長期志向/短期志向、安定志向/リスク志向)の3つの社会的要因と関係していると推定される。
- ③ **清算・再生の特徴**：アジア主要国の倒産再生法制の特徴を「事業清算容易度の高低」「既存経営者による事業再生における自由度の高低」の2つの視点から整理すると表2の通りである。

B-4

11ヶ国は、3つのグループに分類される。具体的には、日米と類似性の高い「清算容易度・再生自由度ともに高」の A グループ(韓国、台湾)、「清算容易度 低・再生自由度 高」の B グループ(中国、シンガポール、マレーシア、インド、ベトナム)、「清算容易度・再生自由度ともに低」の C グループ(インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア)の3グループである。残念ながら、この様なグループ分けに関する社会的要因については、仮説要因を抽出するには至らなかった。

表1 アジア主要国の倒産再生法制の特徴① — 基本的スタンス

		① 倒産再生に対する基本的スタンス		(背景要因の分析) △=マイナス			
		標準的倒産ケースにおける代表的処理 *2		政治体制	法体系	ビジネス文化 *2	
		企業価値	処理手法	旧社会主義	英米蘭系	長期/短期	安定/リスク
基準	日本	going concern	既存経営者主導による再生再構築			100	84
	米国	going concern	〃		○	0	△ 8
アジア	タイ	going concern	〃			34	28
	台湾	going concern	〃			74	38
	韓国	going concern	〃			72	70
	インド	going concern	〃		○	2	△ 20
	インドネシア	going concern	〃		○	△ 42	△ 4
	マレーシア	going concern	事業継続の下での売却処分		○	△ 6	△ 28
	シンガポール	going concern	〃		○	34	△ 84
	中国	piecemeal sale	個別資産売却による清算	○		54	△ 40
	ベトナム	piecemeal sale	〃	○		△ 6	△ 40
カンボジア	piecemeal sale	強制競売手続きによる清算	○		-	-	
フィリピン	piecemeal sale	個別資産売却による清算			△ 8	△ 12	

(注) 世銀「Doing Business 2020」、OECD「Employment Protection Legislation Indicator 2016」、G.Hofstede「世界価値観調査」、および安達明久「日本およびアジア8ヶ国のビジネス文化と解雇法制 — 中小企業の視点による国際比較分析」(環太平洋大学紀要、5 81-92、2020-02-15)などをもとに筆者作成。なお、世銀「Doing Business 2020」については、中国のデータについて調査不正指摘されことから暫定的利用に留めている。

*1 標準的事例ケース：各国の最大規模都市におけるホテル事業における倒産手続きにおいて最も典型的な処理と当該国の専門化が指摘する処理手続き。詳細は世銀レポート参照。

*2 G.Hofstede「世界価値観調査」(URL:https://www.theculturefactor.com/country-comparison-tool 2024.10.20時点)の公表数値を可視化の便宜上次の数値に変換して示している(変換後数値=(原数値-50)×2)。数値が高いほど「/」の左側項目の傾向が強く、低いほど「/」の右側項目の傾向が強い。

(参考文献)

- Asian Business Law Institute
“CORPORATE RESTRUCTURING AND INSOLVENCY IN ASIA 2020”
1 Supreme Court Lane
Level 6 Singapore 178879 2020
- G.Hofstede「世界価値観調査」
URL:https://www.theculturefactor.com/country-comparison-tool
2024.10.20 時点
- OECD「Employment Protection Legislation Indicator 2016」
- 世界銀行「ビジネス環境比較」(Doing Business 2020) 廃刊
- 安達明久「日本およびアジア8ヶ国のビジネス文化と解雇法制 — 中小企業の視点による国際比較分析」(環太平洋大学紀要、5 81-92、2020-02-15)

図1 アジア主要国の倒産再生法制の特徴②

